

## 静岡市日常生活用具費助成要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定による障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として、本市に居住する重度障害者等（法第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児のうち、その障害の程度が重いものをいう。以下同じ。）に係る日常生活用具（以下「用具」という。）の購入に要する費用（以下「用具費」という。）の一部を助成するものとし、その助成に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象となる用具の種類、限度額及び内容は、別表のそれぞれ該当する欄に定めるとおりとし、その対象となる者は、重度障害者等（身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者又は難病患者（法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者のうち、当該用具が必要であることについて医師の診断書の交付を受けているものをいう。以下同じ。）に限る。）のうち同表の対象者欄に定めるもので、市長が必要があると認めるものとする。ただし、当該重度障害者等及びその属する世帯の他の世帯員（対象者が障害者である場合にあっては、当該対象者の配偶者に限る。）のいずれかについて、用具の購入のあった月の属する年度（用具の購入のあった月が4月から6月までの間である場合においては、その前年度）分の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第2項に規定する市民税の所得割の額が46万円以上であるときは、当該重度障害者等は助成の対象としない。

2 既に助成を受けている用具と同一種類の用具（人工喉頭（埋込型人工鼻）、視覚障害者用図書、人工内耳用電池、ストーマ装具、ストーマ代替品及び居宅生活動作補助用具を除く。）は、前回の助成の決定日から別表の耐用年数の欄に掲げる期間を経過していない場合は、原則として助成の対象としないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

3 居宅生活動作補助用具の助成は、当該重度障害者等1人につき1回限りとする。

### (助成の額)

第3条 助成の額は、用具費の額（用具費の額が限度額を超える場合は、限度額とする。以下同じ。）の100分の90に相当する額（視覚障害者用図書の場合にあっては、当該視覚障害者用図書の購入費の額から図書購入相当額（当該視覚障害者用図書を出版した者が発行する証明

書に記載された当該図書に係る一般図書の購入費相当額をいう。)を控除した額とする。以下同じ。)とする。ただし、一の月に係る用具費の額から当該用具費の額の100分の90に相当する額を控除して得た額が当該重度の障害者又は重度の障害児の保護者に支給する補装具費に係る負担上限月額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第43条の3に規定する額をいう。)を超える場合は、当該用具費の額から当該負担上限月額を控除して得た額とする。

(助成の申請)

第4条 用具費の助成を受けようとする障害者又は障害児の保護者(以下、「申請者」という。)は、日常生活用具費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) カタログその他申請に係る用具の価格を確認することができる書類

(3) 対象者及び対象者の属する世帯の構成員の収入の状況及び世帯の状況を証明する書類  
(市が行う収入状況等に係る調査について同意する場合を除く。)

(4) 日常生活用具給付診断書(難病患者に限る。様式第2号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、調査書(様式第3号)を作成するとともに必要な審査及び調査を行い、その適否を決定し、適当であると認めた場合にあっては日常生活用具費助成決定通知書(様式第4号)及び日常生活用具費助成券(様式第5号)を、適当でないと認めた場合にあっては日常生活用具費助成却下決定通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。この場合において、用具のうち排泄管理支援用具に係る日常生活用具費助成券の交付の取扱いについては、別に定める。

3 前項の規定により助成の決定を受けた者が用具を購入しようとする場合は、当該用具に係る業者について、日常生活用具費助成券を提示して、当該用具を購入するものとする。

(助成額の支払等)

第5条 用具費の助成は、当該助成の額を当該用具に係る業者に支払うことにより行う。

2 前項の規定による支払があったときは、当該助成の決定を受けた者に対し、用具費の助成があったものとみなす。

3 用具を納入した業者は、当該用具に係る助成額を日常生活用具費助成券を添付して市長に請求するものとする。

(用具の管理)

第6条 用具費の助成を受けた者は、当該用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反した場合は、市長は、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(簿冊の整備)

第7条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具交付決定簿を整備するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、用具の助成に関して必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 静岡市身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成15年4月1日施行。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに旧要綱の規定により用具の給付を受けた者は、当該給付の決定の日から起算して別表に規定する耐用年数の期間を超過するまでの間は、当該給付に係る用具と同一の種類の用具(点字図書、ストーマ用具、ストーマ代替品及び居宅生活動作補助用具を除く。)については、第4条の規定による申請をすることができない。

4 第2条の規定にかかわらず、施行日の前日までに旧要綱の規定により居宅生活動作補助用具の給付を受けた者は、居宅生活動作補助用具の助成の対象としない。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡市日常生活用具費助成要綱の様式により提出され

ている文書は、改正後の静岡市日常生活用具費助成要綱の相当様式により提出された文書は、改正後の静岡市日常生活用具費助成要綱の相当様式により提出された文書とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(静岡市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

- 2 静岡市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年度の助成から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

別表（第2条関係）

1 障害児に係る日常生活用具

(1) 介護・訓練支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
特殊マット	70,000円	下肢若しくは体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有し常時介護を要する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、原則として3歳以上であるもの	褥瘡又は失禁等によるマットの汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	4年
特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹の機能に障害等級1級の障害を有し常時介護を要する児童であって、原則として学齢に達しているもの	尿が自動的に吸引されるもの	5年
入浴担架	82,400円	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有し入浴に当たって介助を要する児童であって、原則として3歳以上であるもの	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変換器	15,000円	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有し下着交換等に当たって介助を要する児童であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
移動用リフト （天井走行型 その他の住宅 改修を伴うもの を除く。）	159,000円	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として3歳以上であるもの	—	4年
訓練椅子	33,100円	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として3歳以上であるもの	原則としてテーブルが付属しているもの	5年

訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	腕、脚等の訓練のための器具（サイドレール等）を備えたもの	8年
--------	----------	---	------------------------------	----

(2) 自立生活支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
入浴補助用具 (取付費を除く。)	90,000円	下肢又は体幹の機能に障害を有し入浴に介助を必要とする児童であって、原則として3歳以上であるもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの	5年
便器（住宅改修を伴うものを除く。)	29,800円	下肢又は体幹の機能に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	手すり付きのもの	8年
T字状・棒状の杖	3,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有する児童	—	3年
移動・移乗支援用具（取付費を除く。)	60,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有し家庭内の移動等に当たって介助を要する児童であって、原則として3歳以上であるもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 1 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8年
頭部保護帽	12,160円	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害を有する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものでてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
特殊便器	151,200円	上肢の機能に障害等級2級以上の障害を有す	ペダル、ボタン等により容易に温水温風を出	8年

		る児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、原則として学齢に達しているもの	し得るもの	
火災警報器	15,500円	障害等級2級以上の障害を有する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
自動消火器	28,700円	障害等級2級以上の障害を有する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの	室内温度の異常上昇等を感知し、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
発動発電機人工呼吸器用外部バッテリー	200,000円	障害等級2級以上の障害を有する児童であって、在宅で人工呼吸器を使用しているもの	—	5年
地震防災用具 (食料品・水を除く。)	50,000円 (防災用ベストにあっては5,000円、防災用リュックにあっては7,000円を限度とする。)	障害等級4級以上の障害を有する児童又は知的障害児としてA判定を受けたものであって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの	地震発災時に障害児の安全を確保し、又は避難生活の負担を軽減する機能を有するもの	5年

(3) 在宅療養等支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
透析液加温器	51,500円	腎臓の機能に障害等級3級以上の障害を有し	透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有す	5年

		自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を受けている児童であって、原則として3歳以上であるもの	るもの	
ネブライザー	36,000円	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な児童（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な児童（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
吸引器・ネブライザー両用器	69,000円	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な児童（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
視覚障害者用体温計（音声式）	9,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	—	5年
視覚障害者用体重計（音声式）	18,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として	—	5年



視覚障害者用 血圧計（音声 式）	15,000円	学齢に達しているもの 視覚に障害等級2級以上 の障害を有する児童 （当該用具が必要である ことについての医師の 診断書があるものに限 る。）であって、原則 として学齢に達してい るもの	—	5年
パルスオキシ メーター	42,000円	呼吸器若しくは心臓の 機能に障害を有する児 童又は当該用具が必要 であることについての 医師の診断書がある児 童であって、在宅酸素 療法を受けている又は 人工呼吸器を装着して いるもの	脈拍数と経皮的動脈血 酸素飽和度を測定でき るもの	5年

（４）情報・意思疎通支援用具

種類	限度額	内 容		耐用 年数
		対 象 者	性 能 等	
携帯用会話補 助装置	98,800円	音声又は言語の機能に 障害を有する児童又は 肢体不自由であって発 声・発語に著しい障害 を有するもの（当該障 害についての医師の診 断書があるものに限 る。）であって、原則 として学齢に達してい るもの	携帯式で、言葉を音声 又は文章に変換する機 能を有するもの	5年
情報・通信支 援用具	150,000円	上肢の機能又は視覚に 障害等級2級以上の障 害を有しパソコン等コ ンピューターの入力操 作が困難である児童 であって、原則として 学齢に達しているもの	障害者向けのパソコン 等コンピューター用周 辺機器及びアプリケー ションソフトであるも の	4年
点字器	10,400円	視覚に障害を有する児 童	—	5年
点字タイプライ ター	63,100円	視覚に障害等級2級以 上の障害を有する児童 （現に就労し、若しく	—	5年

			は就学しているもの又は就労若しくは就学が見込まれるものに限る。)		
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	85,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なもの	6年
	再生専用機	48,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年
視覚障害者用読書器	据置型・携帯型	198,000円	視覚に障害を有する児童であって、本装置により文字等を読む等認識することが可能になるもの	画像入力装置により、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は、活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8年
	携帯型電子ルーペ	28,400円		印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像を表示できるので、容易に持ち運びのできるもの	5年
視覚障害者用ラジオ		29,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	テレビ放送等の音声を受信する機能を有するもの	5年
聴覚障害者	印字型	25,000円	聴覚又は音声若しくは言語の機能に障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能なもの	5年

用 通 信 装 置	映像型	71,000円	急連絡等の手段として必要な状態であるもの	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能なもの	
	聴覚障害者用 情報受信装置	88,900円	聴覚に障害を有する児童であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する機能を有するもの	6年
	人工喉頭（笛式・電動式）	70,100円	音声又は言語の機能に障害を有する児童であって、喉頭を摘出したもの	呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて、又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
	人工喉頭（埋込型用人工鼻）	1月当たり 23,100円	音声又は言語の機能に障害を有する児童であって、喉頭を摘出したもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）	気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びベースプレート	—
	視覚障害者用 図書	市長が必要 があると認 める額	視覚に障害を有する児童であって、情報を主に点字、大活字又は音訳により入手しているもの	1年当たり6タイトル又は24巻まで	—
	視覚障害者用 音声ICタグ レコーダー	59,800円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	日常生活用品等に取り付けたタグの情報を受信することによって、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を知らせる音声を再生するもの	5年
	人工内耳用体 外装置	200,000円	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装用している児童であって、当該装置を5年	—	5年

		以上装用しているもの		
人工内耳用電池	1月当たり 2,500円	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装用している児童	—	—
人工内耳用電池の充電器	28,080円	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装用している児童	—	3年

(5) 排泄管理支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
ストーマ装具	1月当たり 消化器系の 用具にあっ ては8,600 円、尿路系 の用具にあ っては 11,300円	ぼうこう又は直腸の機能に障害を有する児童であって、ストーマを造設したもの	—	—
ストーマ代替品（紙おむつ等）	1月当たり 12,000円	別に定める要件を満たす障害児	—	—
収尿器	8,500円	高度の排尿機能障害を有する児童又は肢体不自由であって脊椎損傷等による排尿障害があるもの	—	1年

(6) 居宅生活動作補助用具

種類	限度額	内 容		件 数
		対 象 者	対象となる改修等	
住宅改修費	200,000円	下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能障害に限る。）に障害を有し、これらの障害を合算した障害等級が3級以上となる児童又は視覚に障害等級2級以上の障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの（洋式便器等への便器の取替	1 手すりの取付け（壁の下地の補強を含む。） 2 床の段差の解消（給排水設備工事を含む。） 3 滑り止め及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（下地の補修及び根太の補強を含む。） 4 引き戸等への扉の	1件

		えにあつては、加えて 上肢の機能に障害等級 2級以上の障害を有す る児童に限る。）	変更（壁及び柱の改 修を含む。） 5 洋式便器等への便 器の取替え（給排水 設備工事及び床材の 変更を含む。） 6 その他住宅改修に 付帯して必要となる もの	
--	--	--	---	--

## 2 障害者に係る日常生活用具

### (1) 介護・訓練支援用具

種類	限度額	内 容		耐用 年数
		対 象 者	性 能 等	
特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹の機能に 障害等級2級以上の障 害を有する者	腕、脚等の訓練のでき る器具（サイドレール 等）を付帯し、使用者 の頭部及び脚部の傾斜 角度の調整のできる機 能を有するもの	8年
特殊マット	70,000円	下肢若しくは体幹の機 能障害を含む重度の肢 体不自由であつて常時 介護を要する障害等級 1級の障害を有する者 又は知的障害者として A判定を受けたもの	褥瘡又は失禁等によ るマットの汚染若しく は損耗を防止できる機 能を有するもの	4年
特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹の機能に 障害等級1級の障害を 有し常時介護を要する 者	尿が自動的に吸引され るもの	5年
入浴担架	82,400円	下肢又は体幹の機能に 障害等級2級以上の障 害を有し入浴に当たっ て介助を要する者	障害者を担架に乗せた ままりフト装置により 入浴させるもの	5年
体位変換器	15,000円	下肢又は体幹の機能に 障害等級2級以上の障 害を有し下着交換等に 当たって介助を要する 者	—	5年

移動用リフト (天井走行型 その他の住宅 改修を伴うも のを除く。)	159,000円	下肢又は体幹の機能に 障害等級2級以上の障 害を有する者	—	4年
--	----------	------------------------------------	---	----

(2) 自立生活支援用具

種類	限度額	内 容		耐用 年数
		対 象 者	性 能 等	
入浴補助用具 (取付費を除く。)	90,000円	下肢又は体幹の機能に 障害を有し入浴に介助 を必要とする者	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等 を補助できるもの	5年
便器(住宅改 修を伴うもの を除く。)	29,800円	下肢又は体幹の機能に 障害等級2級以上の障 害を有する者	必要に応じて手すりを つけることができるも の	8年
T字状・棒状 の杖	3,000円	平衡機能又は下肢若し くは体幹の機能に障害 を有する者	—	3年
移動・移乗支 援用具(取付 費を除く。)	60,000円	平衡機能又は下肢若し くは体幹の機能に障害 を有し家庭内の移動等 に当たって介助を要す る者	おおむね次のような性 能を有する手すり、ス ロープ等であること。 1 障害者の身体機能 の状態を十分踏まえ たものであって、必 要な強度と安定性を 有するもの 2 転倒予防、立ち上 がり動作の補助、移 乗動作の補助、段差 解消等の用具	8年
頭部保護帽	12,160円	平衡機能若しくは下肢 若しくは体幹の機能に 障害を有する者又は知 的障害者としてA判定 を受けたものでてんか んの発作等により頻繁 に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を 保護できるもの	3年
特殊便器	151,200円	上肢の機能に障害等級 2級以上の障害を有す る者又は知的障害者と してA判定を受けたも の	ペダル、ボタン等によ り容易に温水温風を出 し得るもの	8年
火災警報器	15,500円	障害等級2級以上の障	室内の火災を煙又は熱	8年

		害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたものであって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの	により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	
自動消火器	28,700円	障害等級2級以上の障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたものであって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの	室内温度の異常上昇等を感知し、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年
電磁調理器	41,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたもの	—	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	—	5年
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚に障害等級2級以上の障害を有する者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	5年
発動発電機人工呼吸器用外部バッテリー	200,000円	障害等級2級以上の障害を有する者であって、在宅で人工呼吸器を使用しているもの	—	5年
地震防災用具 (食料品・水を除く。)	50,000円 (防災用ベストにあつては5,000円、防災用リュックにあつては7,000円を限度とする。)	障害等級4級以上の障害を有する者又は知的障害者としてA判定を受けたものであって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの	地震発災時に障害者の安全を確保し、又は避難生活の負担を軽減する機能を有するもの	5年

(3) 在宅療養等支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
透析液加温器	51,500円	腎臓の機能に障害等級3級以上の障害を有し自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)によ	透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有するもの	5年

		る透析療法を受けている者		
ネブライザー	36,000円	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）	—	5年
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）	—	5年
吸引器・ネブライザー両用器	69,000円	呼吸器の機能に障害等級3級以上の障害又は同程度の身体障害を有し自力で排痰が困難な者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）	—	5年
酸素ボンベ運搬車	17,000円	呼吸器の機能等に障害を有し在宅酸素療法を行う者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるものに限る。）	—	10年
視覚障害者用体温計（音声式）	9,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	—	5年
視覚障害者用体重計（音声式）	18,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	—	5年
視覚障害者用血圧計（音声式）	15,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者（当該用具が必要であることについての医師の診断書があるもの	—	5年



		限る。)		
パルスオキシメーター	42,000円	呼吸器若しくは心臓の機能に障害を有する者又は当該用具が必要であることについての医師の診断書がある者であって、在宅酸素療法を受けている又は人工呼吸器を装着しているもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定できるもの	5年

(4) 情報・意思疎通支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
携帯用会話補助装置	98,800円	音声又は言語の機能に障害を有する者又は肢体不自由であって発声・発語に著しい障害を有するもの（当該障害についての医師の診断書があるものに限る。）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの	5年
情報・通信支援用具	150,000円	上肢の機能又は視覚に障害等級2級以上の障害を有しパソコン等コンピューターの入力操作が困難である者	障害者向けのパソコン等コンピューター用周辺機器及びアプリケーションソフトであるもの	4年
点字ディスプレイ	383,500円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	10,400円	視覚に障害を有する者	—	5年
点字タイプライター	63,100円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者（現に就労し、若しくは就学しているもの又は就労若しくは就学が見込まれるものに限る。）	—	5年
視覚障害者 録音再生機	85,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なもの	6年

用 ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダ ー	再生専用機	48,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年
視 覚 障 害 者 用 読 書 器	据置型・携帯型	198,000円	視覚に障害を有する者であって、本装置により文字等を読む等認識することが可能になるもの	画像入力装置により、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は、活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8年
	携帯型電子ルーペ	28,400円		印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像を表示できるので、容易に持ち運びのできるもの	5年
	視覚障害者用時計	13,300円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	—	5年
	視覚障害者用ラジオ	29,000円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	テレビ放送等の音声を受信する機能を有するもの	5年
聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置	印字型	25,000円	聴覚又は音声若しくは言語の機能に障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な状態であるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能なもの	5年
	映像型	71,000円		通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能なもの	
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	聴覚に障害を有する者であって、本装置によりテレビの視聴が可能	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕	6年

		になるもの	及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する機能を有するもの	
人工喉頭（笛式・電動式）	70,100円	音声又は言語の機能に障害を有する者であって、喉頭を摘出したもの	呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて、又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	1月当たり 23,100円	音声又は言語の機能に障害を有する者であって、喉頭を摘出したもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）	気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びベースプレート	—
視覚障害者用図書	市長が必要があると認める額	視覚に障害を有する者であって、情報を主に点字、大活字又は音訳により入手しているもの	1年当たり6タイトル又は24巻まで	—
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	59,800円	視覚に障害等級2級以上の障害を有する者	日常生活用品等に取り付けたタグの情報を受信することによって、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を知らせる音声を再生するもの	5年
人工内耳用体外装置	200,000円	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装用している者であって、当該装置を5年以上装用しているもの	—	5年
人工内耳用電池	1月当たり 2,500円	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装用している者	—	—
人工内耳用電池の充電器	28,080円	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装用している者	—	3年

(5) 排泄管理支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
ストーマ装具	1月当たり 1消化器系の用具にあつては 8,600円、尿路系の用具にあつては 11,300円	ぼうこう又は直腸の機能に障害を有する者であつて、ストーマを造設したもの	—	—
ストーマ代替品（紙おむつ等）	1月当たり 12,000円	別に定める要件を満たす障害者	—	—
収尿器	8,500円	肢体不自由であつて脊椎損傷等による排尿障害がある者	—	1年

(6) 居宅生活動作補助用具

種類	限度額	内 容		件 数
		対 象 者	対象となる改修等	
住宅改修費	200,000円	下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能障害に限る。）に障害を有し、これらの障害を合算した障害等級が3級以上となる者又は視覚に障害等級2級以上の障害を有する者であつて、介護保険の適用を受けないもの（洋式便器等への便器の取替えにあつては、加えて上肢の機能に障害等級2級以上の障害を有する者に限る。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 手すりの取付け（壁の下地の補強を含む。）</li> <li>2 床の段差の解消（給排水設備工事を含む。）</li> <li>3 滑り止め及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（下地の補修及び根太の補強を含む。）</li> <li>4 引き戸等への扉の変更（壁及び柱の改修を含む。）</li> <li>5 洋式便器等への便器の取替え（給排水設備工事及び床材の変更を含む。）</li> <li>6 その他住宅改修に付帯して必要となるもの</li> </ol>	1件

### 3 難病患者に係る日常生活用具

#### (1) 介護・訓練支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹の機能に障害を有し常時介護を要する18歳以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具（サイドレール等）を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度の調整のできる機能を有するもの	8年
特殊マット	70,000円	下肢又は体幹の機能に障害を有し常時介護を要する状態である者	褥瘡又は失禁等によるマットの汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	4年
特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹の機能に障害を有し常時介護を要する状態である者	尿が自動的に吸引されるもの	5年
入浴担架	82,400円	下肢又は体幹の機能に障害を有し入浴に当たって介助を要する状態である者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変換器	15,000円	下肢又は体幹の機能に障害を有し下着交換等に当たって介助を要する状態である者	—	5年
移動用リフト （天井走行型 その他の住宅 改修を伴うもの を除く。）	159,000円	下肢又は体幹の機能に障害を有する者	—	4年
訓練椅子	33,100円	下肢又は体幹の機能に障害を有する児童であって、原則として3歳以上であるもの	原則としてテーブルが付属しているもの	5年
訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹の機能に障害を有する児童であって、原則として学齢に達しているもの	腕、脚等の訓練のための器具（サイドレール等）を備えたもの	8年

#### (2) 自立生活支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
入浴補助用具	90,000円	下肢又は体幹の機能に	入浴時の移動、座位の	5年

(取付費を除く。)		障害を有し入浴に介助を要する状態である者	保持、浴槽への入水等を補助できるもの	
便器（住宅改修を伴うものを除く。）	29,800円	下肢又は体幹の機能に障害を有する者	必要に応じて手すりをつけることができるもの	8年
T字状・棒状の杖	3,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有する者	—	3年
移動・移乗支援用具（取付費を除く。）	60,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有し家庭内の移動等において介助を必要とする状態である者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 1 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8年
頭部保護帽	12,160円	平衡若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害を有する者又はてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
特殊便器	151,200円	上肢の機能に障害を有する者	ペダル、ボタン等により容易に温水温風を出し得るもの	8年
火災警報器	15,500円	火災発生の感知又は避難が著しく困難な状態である者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
自動消火器	28,700円	火災発生の感知又は避難が著しく困難な状態である者	室内温度の異常上昇等を感知し、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年
電磁調理器	41,000円	視覚に障害を有する者	—	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚に障害を有する者	—	5年
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚に障害を有する者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できる	5年

			もの	
発動発電機人工呼吸器用外部バッテリー	200,000円	在宅で人工呼吸器を使用している者	—	5年
地震防災用具 (食料品・水を除く。)	50,000円 (防災用ベストにあっては5,000円、防災用リュックにあっては7,000円を限度とする。)	地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる者	地震発災時に障害者の安全を確保し、又は避難生活の負担を軽減する機能をするもの	5年

(3) 在宅療養等支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
透析液加温器	51,500円	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を受けている者	透析液を加温し、一定温度に保つ機能を有するもの	5年
ネブライザー	36,000円	呼吸器の機能に障害を有し自力で排痰が困難な状態である者	—	5年
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器の機能に障害を有し自力で排痰が困難な状態である者	—	5年
吸引器・ネブライザー両用器	69,000円	呼吸器の機能に障害を有し自力で排痰が困難な状態である者	—	5年
酸素ボンベ運搬車	17,000円	呼吸器の機能等に障害を有し在宅酸素療法を行う者	—	10年
視覚障害者用体温計(音声式)	9,000円	視覚に障害を有する者	—	5年
視覚障害者用体重計(音声式)	18,000円	視覚に障害を有する者	—	5年
視覚障害者用血圧計(音声式)	15,000円	視覚に障害を有する者	—	5年

パルスオキシメーター	42,000円	呼吸器若しくは心臓の機能に障害を有する者又は当該用具が必要であることについての医師の診断書がある者であつて、在宅酸素療法を受けている又は人工呼吸器を装着しているもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定できるもの	5年
------------	---------	--	-------------------------	----

(4) 情報・意思疎通支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数	
		対 象 者	性 能 等		
携帯用会話補助装置	98,800円	音声又は言語の機能に障害を有する者であつて、発声・発語に著しい障害を有する状態であるもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの	5年	
情報・通信支援用具	150,000円	上肢の機能又は視覚に障害を有しパソコン等コンピューターの入力操作が困難な状態である者	障害者向けのパソコン等コンピューター用周辺機器及びアプリケーションソフトであるもの	4年	
点字ディスプレイ	383,500円	視覚に障害を有する者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	
点字器	10,400円	視覚に障害を有する者	—	5年	
点字タイプライター	63,100円	視覚に障害を有する者（現に就労し、若しくは就学しているもの又は就労若しくは就学が見込まれるものに限る。）	—	5年	
視覚障害者用ポータブルレコー	録音再生機	85,000円	視覚に障害を有する者	DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なもの	6年
	再生専用機	48,000円	視覚に障害を有する者	DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの	6年



ダ ー					
	視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	99,800円	視覚に障害を有する者	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号 に変換して出力する機 能を有するもの	6年
視 覚 障 害 者 用 読 書 器	据置型・ 携帯型	198,000円	視覚に障害を有する者 であって、本装置によ り文字等を読む等認識 することが可能になる もの	画像入力装置により、 簡単に拡大された画像 (文字等)をモニター に映し出せるもの又 は、活字を文字として 認識し、音声信号に変 換して出力する機能を 有するもの	8年
	携帯型電 子ルーペ	28,400円		印刷物等の上に置くこ とで、簡単に拡大され た画像を表示できるも ので、容易に持ち運び のできるもの	5年
	視覚障害者用 時計	13,300円	視覚に障害を有する者	—	5年
	視覚障害者用 ラジオ	29,000円	視覚に障害を有する者	テレビ放送等の音声を 受信する機能を有する もの	5年
聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置	印字型	25,000円	聴覚又は音声若しくは 言語の機能に障害を有 する者であって、コミ ュニケーション、緊急 連絡等の手段として必 要な状態であるもの	一般の電話に接続する ことができ、音声の代 わりに、文字等により 通信が可能なもの	5年
	映像型	71,000円		通信回線に接続するこ とにより、音声の代わ りに、映像等により通 信が可能なもの	
	聴覚障害者用 情報受信装置	88,900円	聴覚に障害を有する者 であって、本装置によ りテレビの視聴が可能 になるもの	字幕及び手話通訳付き の聴覚障害者用番組並 びにテレビ番組に字幕 及び手話通訳の映像を 合成したものを画面に 出力する機能を有し、	6年

			かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する機能を有するもの	
人工喉頭（笛式・電動式）	70,100円	音声又は言語の機能に障害を有する者であつて、喉頭を摘出したもの	呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて、又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	1月当たり 23,100円	音声又は言語の機能に障害を有する者であつて、喉頭を摘出したもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）	気管孔に取り付ける人工鼻用カセット及びベースプレート	—
視覚障害者用図書	市長が必要があると認める額	視覚に障害を有する者であつて、情報を主に点字、大活字又は音訳により入手しているもの	1年当たり6タイトル又は24巻まで	—
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	59,800円	視覚に障害を有する者	日常生活用品等に取り付けたタグの情報を受信することによって、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を知らせる音声を再生するもの	5年
人工内耳用体外装置	200,000円	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している者であつて、当該装置を5年以上装着しているもの	—	5年
人工内耳用電池	1月当たり 2,500円	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している者	—	—
人工内耳用電池の充電器	28,080円	聴覚に障害を有し現に人工内耳用体外装置を装着している者	—	3年

(5) 排泄管理支援用具

種類	限度額	内 容		耐用年数
		対 象 者	性 能 等	
ストーマ装具	1月当たり消化器系の用具にあつては8,600円、尿路系の用具にあつては11,300円	ぼうこう又は直腸の機能に障害を有する者であつて、ストーマを造設したもの	—	—
ストーマ代替品（紙おむつ等）	1月当たり12,000円	医師が認める障害を有する者	—	—
収尿器	8,500円	排尿に障害を有する者	—	1年

(6) 居宅生活動作補助用具

種類	限度額	内 容		件 数
		対 象 者	対象となる改修等	
住宅改修費	200,000円	下肢、体幹又は視覚に障害を有する者であつて、介護保険の適用を受けないもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 手すりの取付け（壁の下地の補強を含む。）</li> <li>2 床の段差の解消（給排水設備工事を含む。）</li> <li>3 滑り止め及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（下地の補修及び根太の補強を含む。）</li> <li>4 引き戸等への扉の変更（壁及び柱の改修を含む。）</li> <li>5 洋式便器等への便器の取替え（給排水設備工事及び床材の変更を含む。）</li> <li>6 その他住宅改修に付帯して必要となるもの</li> </ol>	1件

日常生活用具費助成申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

（申請者）

〔住所〕 \_\_\_\_\_

フリガナ（ \_\_\_\_\_ ）

〔氏名〕 \_\_\_\_\_ ㊟

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

対象者との続柄

〔電話〕 \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）

下記のとおり日常生活用具費の助成申請をいたします。

対象者	住 所						
	フリガナ 氏 名				18歳 以上	18歳 未満	難病
	生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女	電話	( _____ )	
身体障害者手帳 手帳番号	静岡県 静岡市	第 _____ 号	( _____ 年 月 日交付)				
療育手帳 手帳番号	静岡県 静岡市	第 _____ 号	( _____ 年 月 日交付)				
障 害 名	*直腸、ぼうこう、排泄機能障害 *肢体不自由                      *視覚障害                                      *聴覚障害 *音声言語障害                      *呼吸器、心臓機能障害                      *知的障害				等級	級	
疾 患 名 ※手帳を所持していない 難病患者の方のみ記載							
日常生活用具名							
希望する業者							
収入状況等に係る 調査について	日常生活用具費の助成申請の決定のため、対象者及び対象者の属する世帯の構成員の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧することについて 世帯主氏名 _____ ㊟ 対象者との関係 _____ (承諾します・承諾しない) 世帯員氏名 _____ ㊟ 対象者との関係 _____ (承諾します・承諾しない) 世帯員氏名 _____ ㊟ 対象者との関係 _____ (承諾します・承諾しない) 世帯員氏名 _____ ㊟ 対象者との関係 _____ (承諾します・承諾しない) ※上記のほか、世帯員がいる場合は、別紙同意書により提出します。						
該当する所得区分	生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上						
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。						
介 護 保 険	申請済み ・ 未申請 ・ 申請中 ( _____ 年 月 ) 該当（要支援・要介護・1・2・3・4・5）                      非該当 介護保険該当者の方は、申請品目によって介護保険の貸与・給付制度が優先されま す。各福祉事務所の高齢介護課に御相談ください。						
備 考							

(裏)

現在の状況	(職業) ・無職・就労中(自営・会社勤め)・学生・主婦 ・その他( ) (住まい) ・在宅 ・施設入所( ) ・入院中(病院名) 退院予定(月) (障害原因) *交通事故(他損) → 示談は成立していますか? (はい・いいえ)  *労働災害 → 労災で日常生活用具の支給を確認しましたか? (はい・いいえ) ※ 労災の場合は、先に労働基準監督署で支給の有無を確認してください。					
肢体不自由者のみ記入 現在の住まいの状況	住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の承諾が必要)	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 その他	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 その他
肢体不自由者のみ記入 現在の介護の状況	入 浴	1 他人介護	2 清拭のみ	3 入浴清拭なし	4 自力	
	排 便	1 他人の介護が必要	2 携帯用便器使用	3 自力		
住宅改修費申請者のみ記入 改造箇所及び内容	※該当する箇所に○を付しかっこ内は内容を記入 トイレ( ) 玄関( ) 階段( ) 浴室( ) 居室( ) 台所( ) 廊下( ) 洗面所( ) その他( )					
住宅改修費補助申請歴	1 以前利用済 2 未申請(次回予定) 3 対象外 4 今回併用(改造箇所)					
(視覚又は聴覚障害者のみ記入)	世帯状況	1 単身 2 視覚又は聴覚障害者(準ずる含む)のみの世帯			3 その他	
世帯及び就労状況	職 業	1 就労又は就学(見込み含む)		2 主婦	3 無職 4 その他	

- 必要書類 ①申請書(身体障害者手帳又は療育手帳(手帳を所持していない難病患者の方は特定疾患医療受給者証)と印鑑も必要)
- ②調査書(家族状況を記入していただく書類です。)
- ③見積書(申請者宛てに業者が作成したもの。)
- ④カタログその他申請に係る用具の価格を確認することができる書類(ストーマ用装具、紙おむつ等は除く)
- ⑤(住宅改修の場合は)改造予定箇所の写真、改造前及び改造後予定図面
- ⑥ 年1月1日現在静岡市に住所が無い場合は、旧住所地の市町村民税課税証明書
- ⑦①から⑥までの書類以外にも、給付種目によって状況等に応じて、医師診断書等の提出をお願いする場合があります。なお、身体障害者手帳及び療育手帳を所持していない難病患者の方は、日常生活用具給付診断書(様式第2号)が必要です。
- ⑧収入状況等に係る調査について承諾しない場合は、以下の書類
- ・対象者及び対象者の属する世帯の構成員の収入状況を証明するもの(市町村民税課税証明書など)
  - ・世帯状況を証明するもの(住民票の写しなど)

(注) 介護保険欄及び現在の状況欄及び現在の状況欄については、該当する内容について必ず記入してください。

日常生活用具給付診断書

患者氏名	(男・女)	年	月	日	( 歳)
患者住所					
疾患名			疾患番号		
障害部位	下肢 上肢 体幹 平衡機能 視覚 聴覚 その他 ( )				
必要とする日常生活用具					

症状（日常生活用具を必要とする身体の状態等）

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。  
（当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。）

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名  
所在地

担当医師氏名



様式第3号（第4条関係）

調 査 書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
対象者	フリガナ氏名					性別	男・女
	対象	18歳以上・18歳未満・知的		電話	( )		
世帯の状況	氏名	年齢	続柄	市民税課税状況		備考	
				課税区分	市民税所得割(円)		
			本人	非・均・所			
				非・均・所			
				非・均・所			
				非・均・所			
				非・均・所			
非課税世帯	氏名	所得	年金等	手当等	合計		
		円	円	円	円		
世帯区分	1. 生活保護 2. 低所得 3. 一般 4. 一定所得以上			月額負担上限額	円		
既利用者負担済額(同月)		見積額	利用者負担額	公費負担額			
円		円	円	円			
申請者(又は児童)世帯構成員番号		決定年月日	理由	品名コード	用具名		
.....		.....	00	.....	.....		
扶養義務者世帯構成員番号(児童)		.....	00	.....	.....		
.....		.....	00	.....	.....		
続柄		.....	00	.....	.....		
(11-父 12-母)		.....	00	.....	.....		
.....		.....	00	.....	.....		
業者コード	見積額	利用者負担額	公費負担額	処 方			
.....	.....	.....	.....	.....			
.....	.....	.....	.....	.....			
.....	.....	.....	.....	.....			

合 計				
上記のとおり確認しました。				
年 月 日 調査員 <span style="float: right;">㊟</span>				



日常生活用具費助成決定通知書

年 月 日

様

静岡市長 氏名

(〇〇福祉事務所障害者支援課)

日常生活用具費の助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所					
	フリガナ 氏名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
助成番号				助成決定日	年 月 日	
決定内容						
納入業者	名称					
	所在地					
	電話					
用具購入費		利用者負担額		公費負担額		
円		円		円		
月額負担上限額						
円						
既利用者負担済額						
円				円		
(注)						
1 助成券の交付日から1箇月以内に助成券と負担金(給付を受ける者又は扶養するものが支払うべき額)を業者に渡し、用具をお受け取りください。						
2 助成券の一番下の右すみの「受領者氏名欄」の記入と押印をしてください。						

様式第5号（第4条関係）

日常生活用具費助成券				
助成番号		交付年月日		年 月 日
氏名		生年月日		年 月 日
居住地				
保護者氏名			続柄	
保護者居住地				
助成する用具名				
納入業者	名称			
	所在地			
	電話			
用具購入費		利用者負担額		公費負担額
円				
月額負担上限額				
円		円		円
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p>				
<p>静岡市長 氏名 <input type="text"/></p> <p>(〇〇福祉事務所障害者支援課)</p>				
この券の有効期限		被助成者が業者に提示する期限		年 月 日
受領	受領年月日	年 月 日	受領者氏名	(本人との関係 ) ㊦

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

日常生活用具費助成却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった日常生活用具助成費の支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由